

建設委員会記録

1 日 時 令和3年12月15日（水曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時05分
再 開	午前10時21分
休 憩	午前10時28分
再 開	午前10時46分
休 憩	午前11時52分
再 開	午前11時58分
閉 会	午後 0時23分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長	竹 田 勝
副委員長	金 谷 幸 則
委 員	柏 佳 枝
//	高 原 讓
//	豊 岡 達 郎
//	岡 部 享
//	谷 口 寿 一
//	横 野 昭
//	金 厚 有 豊

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	相澤 充則
局次長	河部 勝巳
総務課長	石井 誠
予防課長	浦山 信之
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸 智人

【上下水道局】

局長	山崎 耕一
局次長	山森 豊
局次長（技術担当）	深山 隆
参事（建設部次長（技術担当））	酒井 正道
参事（西上下水道サービスセンター所長）	渡辺 政司
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	中島 志津子
料金課長	泉野 敬之
給排水サービス課長	五十嵐 健治
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	五十嵐 進
上下水道施設管理センター所長	森岡 俊雄
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山口 晋一郎

【建設部】

部長	舟田 安浩
理事（土木事務所長）	山元 政彦
部次長	高柳 誠
部次長（技術担当）	酒井 正道
参事（道路河川管理担当）	増山 和弘
参事（市営住宅等再編担当）	片山 建

参事（建設政策課長）	高尾	輝彦
参事（土木事務所建設課長）	牧	雅浩
道路整備課長	奥田	孝治
道路河川管理課長	帳山	誠志
河川整備課長	経澤	陽一
道路構造保全対策課長	野上	一成
公園緑地課長	澤野	重雄
防災対策課長	村田	友康
市営住宅課長	山崎	悟
営繕課長	生田	朋道
土木事務所管理課長	山下	達也
建設政策課主幹（調整担当）	中川	哲也

【活力都市創造部】

部長	中村	雅也
部次長	中村	敏之
部次長（技術担当）	狩野	雅人
参事（都市計画課長）	村井	真哉
参事（都市再生整備課長）	高森	隆
活力都市推進課長	高田	興真
交通政策課長	野村	知範
建築指導課長	佐藤	英子
富山駅周辺地区整備課長	金山	英樹
路面電車推進課長	高田	秀昭
中心市街地活性化推進課長	柵	伸治
居住対策課長	山崎	哲志
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島	洋

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山	崇
議事調査課主査	熊谷	法子
議事調査課会計年度任用職員	佐伯	瞳

7 会議の概要

委員長 これより令和3年12月定例会の建設委員会
 を開会いたします。
 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に谷口
 委員、横野委員を指名いたします。
 消防局所管分において、本委員会に付託され
 た議案及び議決不要の報告案件はありません
 ので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、建設委員会消防局所管分を終了いた
 します。

午前10時05分 休憩

~~~~~

午前10時21分 再開

委員長           建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
                      契約金額1億5,000万円以上の工事請負  
                      契約について、  
                      当局の報告を求めます。

契約出納課長   〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

柏委員 委員会資料の1ページと2ページ、浜黒崎浄化センターの2つの契約案件について、どちらも施設の長寿命化を目的としたものだと思いますが、どのような計画に基づいて進めているのかお聞かせください。

下水道課長 浜黒崎浄化センターにつきましては、昭和54年4月に供用を開始し、施設の点検や修繕等により適切な維持管理に努めてきたところであり、平成13年度からは耐用年数が比較的短い機械・電気設備を中心に更新を進めてきたところであります。

現在は平成29年度に策定いたしました富山市下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、耐用年数のみならず、施設の健全性や重要度、さらには、中長期的な事業費の平準化等も考慮しながら計画的に設備の更新を行ってきております。

また、耐用年数の長い土木・建築設備につきましては、平成28年度に行った調査により、劣化状況が軽微であることが確認できたことから、当面は建て替えを行わず、劣化部分を補強することで長寿命化を図っていくことと

しております。

なお、今回対象となる水処理施設につきましては、下水を処理する上で重要な施設であり、設置されている機械・電気設備につきましては、設置後40年以上が経過している設備も存在し、実施した調査においても著しい劣化が確認されたことから更新を行うものであります。

柏委員

委員会資料3ページの桃井町一丁目地区浸水対策下水管布設工事について、今回、市街地で住宅がたくさん並ぶ地域での工事となりますが、周辺住民や道路を利用する方へどのように対応されるのかお聞かせください。

下水道課長

本工事につきましては、中心市街地における大雨等に伴う浸水被害の軽減を目的に、通行止めを行いながら道路を掘削して新たに大きい下水管を敷設するなど、長期の通行制限を伴う工事であることから、周辺住民や道路利用者に対してより一層の配慮が必要であると考えております。

そのため、町内での回覧に加えまして、工事を実施する際には道路に面する住民に対し戸別訪問を行うなど、工事の詳細な内容や工程、また、交通規制の事前周知を行うとともに、

安全な通行を確保するための保安施設の設置や交通誘導員の配置、交通規制や迂回路の案内看板の設置などの対応を周辺住民等に対し実施していくこととしております。

上下水道局といたしましては、施工業者と密に連絡を取りながら、周辺住民や道路利用者に十分配慮いたしまして、工事を安全かつ円滑に進めてまいりたいと考えております。

柏委員 分かりました。ありがとうございました。

委員長 ほかに何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

~~~~~

午前10時46分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第215号 富山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第221号 土地処分の件、

議案第225号 富山市くれは山荘の指定管理者の指定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

建設政策課長 〔議案第215号について、
議案説明資料により説明〕

公園緑地課長 〔議案第221号について、
議案第225号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

金厚委員 土地処分の件で、2つの業者が入札に参加し

て落札したと。この金額などについては全然問題にしないのだけれども、この2社がJVを組んで一共有持分で、2分の1ずつ取っていますよね。それで、この業者は何をしようとしているのでしょうか。

公園緑地課長 入札でございますので、こういったことかという理由自体の明示はないのですが、ただ、この開発業者は住宅宅地開発の業者でいらっしゃると思いますので、想像するに宅地造成だと思われれます。

金厚委員 宅地造成であれば、それなりに住宅も増えますし、当然住民もそこへ入ってきますから悪いことではないのだけれども、それ以外の用途に使われては困るものだから、その辺だけちょっと確認しておいてほしいのです。

公園緑地課長 こちらの用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域となっておりますので、一般的には共同住宅をメインとしているところでございますので、例えば工場ですとか、事務所、遊戯施設などは建設することができないということになってございます。

金厚委員 それは分かります。分かるのだけれども一法

律的な条件はいろいろとついているのですが、その間隙を縫ってどういうものが出てくるのか分からないですから、その辺だけ気をつけてチェックしていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第215号、議案第221号、議案第225号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第215号、議案第221号、議案第225号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
次に、当委員会に付託されました陳情の審査
を行います。
令和3年分陳情第13号 稲荷公園駐車場の
放置自動車及び利用目的実態調査等に関する
陳情
を議題といたします。
陳情文書表はお手元に配付のとおりでありま
す。
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 それでは、本陳情について当局の見解を求め
ます。

公園緑地課長 まず、本市の管理する都市公園は1,100
超ございますが、職員が常駐している公園は
なく、駐車場のある公園における公園利用者
以外の駐車への対応につきましては、私ども
も苦慮しているところでございます。
ただ、この稲荷公園につきましては、公園管
理関係の資材等の倉庫がございますので、職
員が頻繁に訪れておりますが、私どもとし
ては公園利用目的外の駐車が増加しているとい

う認識までではありません。

また、明らかに公園利用と思われないトラックなどが長時間駐車していることを覚知した場合には、当該事業者と連絡するとともに、啓発看板を設置するなどの対応を取っているところでございます。

なお、この稲荷公園につきましては駐車台数が204台でございます。繁忙期でも公園利用者が公園駐車場を利用できないという実態は現状ではないものと考えております。

趣旨の1番の「放置自動車を所有者の管理の下、速やかに移動させる」につきましては、個人の方の個別の状況を御報告することはあまりできませんが、所有者が本市などの近隣に居住している方であれば、警察などと連携いたしまして、自宅を訪問するなどの対応をしております。

しかしながら、例えば居住地に居住実態がなかったり、あるいは居住地が遠方で、転居を繰り返していたり、また、所有者が死亡して相続人の特定が難しいような場合などについては、早急に所有者に移動させることは困難で、時間がかかっております。

ただ、私どももいつまでも公園駐車場に自動車を放置しておくわけにいかないため、本市で一時的に移動させるなどの方法も取ってお

り、現在、陳情人御指摘の2台につきましては公園駐車場から別の場所へ移動させていただきます。

2番の「同公園駐車場の利用目的実態状況を調査する」につきましては、夜間の調査を行うということは私どもにはちょっと難しく、また、夜間の時間帯全てを調査してしまいますとその費用対効果も不明であるものですから、夜間を含めた調査は今は考えてございませんが、近いうちに朝夕の時間帯での調査を実施したいと考えてございます。

3番目の「同公園利用目的以外の利用者に対する行政側の対応と責任を明確にする」につきましては、理由のところで「様々な通知看板が設置されており」とございますが、確かに「駐車禁止」ですとか「駐車は御遠慮ください」という看板を設置してございますけれども、このことが利用者のコンプライアンス意識を低下させ、混乱させているとまでは考えてはございません。

私どもも、市民の憩いの場でございます公園というものは市民の皆様全員に気持ちよく利用していただきたいというふうに考えておりますので、限られた人員と予算の中ではございますが、市民の皆様にも今後とも気持ちよく公園を利用していただけよう、より一層の

公園管理に努めてまいりたいと考えてございます。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、または、ただいまの当局の説明に対する質疑はありませんか。

金厚委員 今ほど担当課である公園緑地課のほうから説明を受けましたけれども、こういった陳情が議会に提出される前に、当然そちらにいろいろな情報が入ってきていると思うのですよね。その時点で公園緑地課としてどういう対応を一今、この陳情に対しての対応を3つ話されましたけれども、どこまでの努力をしているのか。

例えば防犯カメラをつけるとか、あるいは施錠するなど、いろいろな方法があると思うのですけれども、どこまでの努力をしておられるのでしょうか。

公園緑地課長 正直申し上げまして、夜間の施錠になりますとそのコストがかなりかかります。あと、防犯カメラにつきましても、カメラをつけただけではなく、それに対するリアクションをしないといけないということもあってそれはできていないのですが、ただ、そういった車を

発見した場合には、例えばその事業者に電話をして、そういったことはしないようにというようにお願いしております。

金厚委員 分かりました。
ということは、早い話が、コロナ対策のようなもので、お願い筋ですね。

公園緑地課長 それをどこまでという限度があると思うのですが、私どもとすれば、やはり公園利用としてふさわしくないということであればしないようにお願いしますというような言葉—日本語として、やっでは駄目なことでもコミュニケーションとしてそういった言い方をしていますが—しないでくださいといったことは相手の方には言っております。

金厚委員 今、一生懸命対策しているさなかなのだけれども、その結論というのはまだ何も出ていないのですよね。こういった陳情が提出される以上は当然それなりの対応をしないと—住民の方にもいろいろな思いがある。どうしてもここを使っている近所の人もいると思うのですよ。そういった無断駐車をしている人もいます。でも、そういったものは全部省いていかなければいけないのだけれども、公園緑地

課でどこまで対応したのかという状況が分からない段階ではどうしようもできないものだから、この後どうするのかだけまた考えてみてください。

また、当然ほかの委員の皆さんからも意見があると思いますので、よろしくをお願いします。

岡部委員 関連してでございますが、まず、苦情はかなりあったのかどうかを聞かせてください。

公園緑地課長 稲荷公園につきましてはお一人の方からだけでございます。今年の夏頃からでございます。

岡部委員 私、近所でありますので、過日、日中でしたけれどもちょっと見に行ってきました。確かに稲荷町駅に近い公園西側の駐車場についてはもう六、七割車が止まった状態でしたから、ほぼいっぱいになっている状況です。どういう使われ方をしているのかはよく分かりません。

ただ、そこには公園利用以外に止めないでくださいということが分かるようなちゃんとした看板がありました。

それからもう一つ、新幹線高架下のかなり広い部分に駐車場があります。そこはそんなに混んでいないというふうに思っています。た

だ、看板がラミネートで作った非常に簡易なもので、分かりにくいということは感じました。もう少し分かりやすいようにしたほうがいいのかなと思っています。

西側の駐車場も含め全体として、長期間止めっ放しだなと思う車はあまり見当たりませんでした。

利用目的として、恐らくそこに車を止めて電車に乗り換える、いわゆるパーク・アンド・ライドや、自転車に乗り換えるなど、陳情に記載のようなこともあると思うので、そういう利用目的についてももしっかり記載をしておいたほうがいいのではないかと思います。こういう陳情が出ないような対応をぜひお願いしたいと思います。

谷口委員

先ほど説明の中で、駐車台数が二百数十あって不足はしていないとありました。確かに不足はしていないと思います。だけれども、今、岡部委員が言われたように、日中、公園を使っていないだろうなという方の利用が多いことは間違いないと思います。まずそれを認識されているのかどうかというところと、公園の駐車場自体の苦情ではないのですが、そこへ来る車の出入りのために近隣の道路が渋滞するという苦情なども出ているのですね。そ

のあたりの把握はされていますか。

公園緑地課長 渋滞しているということは、申し訳ないのですが特に……。

谷口委員 実際に駐車場へ入ろうとすると、あの道路は片側1車線しかないのですね。そのために後ろが詰まってしまうという事例も実際に発生しているのです。こういうことを聞いたときに、やっぱりそういうことも調査していく必要があるのかなと思います。
あと、この放置自動車を撤去したということですが、放置されていることを確認してからほかへずらすまでにどのくらいの時間を要しましたか。

公園緑地課長 撤去するまでの時間につきましては、長いもので2年ほどかかっております。
先ほども申し上げたのですが、ちょっと特殊な事例があって、この2台につきましては私どもも苦慮してございます。なので、今、この特定した方自身の捕捉までは至っていないというような状況であります。

谷口委員 捕捉まで至っていないけれども、取りあえずずらしたという認識でよろしいですか。

公園緑地課長 一時的にずらしているということでございます。

要は、これ自体を引き取ってくださいということにはなっていないです。今は一時的に、見えないところにずらしてあるということでございます。

谷口委員 市としては、一時的に置く場所は一応あるということですか。

公園緑地課長 稲荷公園ですと、私どもの資材などを置いてある場所、見えないバックヤードがたまたまございますので、そこに一時的にずらしているということでございます。

谷口委員 何かというと、陳情にも割れ窓理論というふうに書いてありますが、1台置いてあるとまた増えるということは十分想定できるのですね。ごみの不法投棄と一緒に思うのです。ですから、ずらすまで2年間かかったということで、確かに調べるのに時間がかかったのかもしれないですけども、見つけた段階でもし動かせるようなものであれば、早めに動かせば、少しでもこういうことが減っていくのではないかなと思うのです。そもそもこういう陳情が出てくるということ

は、たまたま苦情が出たのは1人だけと先ほど言われましたが、やはり言わないだけで相当な苦情があると、私は地元において認識しているのです。そこを考えるとしっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

横野委員

考え方の問題で、稲荷町駅に近いから車を置いて電車で勤め先に行っているといったケースも十分あるのではないかなと。富山駅北に無料駐車場というものはないので、裏を返せば、公園に204台も止められるのであれば、自動的に料金を取るシステムを導入すべきではないでしょうか。要するに、住民のため、公園のためにある広い駐車場が、そういういろいろな方で朝から6割も埋まるような状況だということを把握したときには、市の財産管理から言ったら、管財課と相談して、もう少ししっかりした維持管理について考えるべきではないですか。

今、たまたまこうやって陳情が出てきたからそんなことがあったのかという話になるのだけれども、204台も止められる場所があったら、私もいざとなったらそこに車を止めて、そのまま電車に乗ってどこへでも行きますよ。それでその後、夕方に戻ってきて、また車に乗って帰ります。そういったことを禁止する

と言うと、市民から苦情が来るとは思うのですけれども、ただ、公園の利用者ではないということでやっぱり整理すべきではないかなと。

例えば、公園緑地課では土曜・日曜の場合とウィークデーの場合に車が何台入っているのかというチェックをしているのでしょうか。そういったことまでしっかりと確認した上で、ある程度こういう対策を取りましょうという方針に持っていかないと、今のこの陳情を受けて、そんな状況ではまずいだろうという話になるので、そのあたりはやっぱり市として、204台も止められる駐車場があるのならそれなりの対応を考えないと駄目ではないかなと……。

もう1つ、忙しくてできないのなら、皆さんが得意の業務委託をされて、状況を調査して—その結果、幾らになったとよく予算をつけられるではないですか。それぐらいの配慮を持って、市の土地を勝手に使っているのではないかということにならないようにしていくためのことを考えるべきだと私は思います。そういった点について、やっぱり管財課とも十分相談していただいて、鎖をかけるなどと言ったらちょっと手間だけれども、近所の人で業務を委託できる人がいるのならばそれで

管理するぐらいにしていかなないと、これは直らないと思うのです。

そういったことはやっぱり十分検討すべきだと私は思うのですけれども、所管課だけで検討しなさいと言ってもきついと思うので、富山市全体の中で管財課と協議していただいて、その辺りのことを検討してもらわないと—この陳情の趣旨はそういう趣旨だと私は理解するのですけれども、そのあたりについて、担当課はどう考えているのか、ちょっと疑問に思っているのです。

建設部長

大変悩ましい問題でございます。例えばゲートをつけて有料化するという方法もあるかと思えますけれども、公園でございますので、逆になぜお金を取るのかというようなお言葉をいただく可能性もございます。駐車台数が多いということで、我々もその点は少しルーズになっていた部分は否めないのかなと思っています。

横野委員からも今御意見をいただきましたので、今後どういった管理をしていくのか、少しお時間をいただいて考えてみたいと思います。

先ほど公園緑地課長も申し上げましたように、例えばトラックが止まっていて会社名が分か

るといったものについてはちゃんと連絡をするなど、その辺の注意喚起は引き続き行っていきますので、対応を少し検討させていただきたいと思います。

谷口委員

担当課も一生懸命取り組んでおられて、大変な思いをしておられることはもう認識しているので、今後もまた一生懸命やっていただくと。

今、横野委員が有料化のことを言われましたけれども、富山駅北の環水公園は県の管轄なのですが、あそこの駐車場も年中、朝から晩まで満車になるのですよ。どう考えたって環水公園にそんなに人は来ていないだろうというぐらいに満車になるのですね。あそこは今、一応ゲートはつけてあるけれども有料にはなっていないということです。

今、公園なのに有料にするのはどうなのだろうかという話を部長がしましたけれども、例えば仕事へ来るときに車を置いていく人への対応だとしたら、5時間無料とか、6時間無料とか微妙な時間設定をすれば一公園に5時間も6時間もいる人はなかなかいないので、そういう時間設定をしながらゲートをつけるなどといったことをしていかないと、これはなかなか解決にならないと思うのです。例え

ば、今の稲荷公園も駅に近い西側のところにだけ止めていて、反対側の遠いところに止めてまで歩いていこうという人は誰もいないのです。利用目的は大体もう見えてしまっているのです、すぐ解決できることではないですけども、そのあたりも考えながら、取り組んでいていただければと思います。これも要望にしておきます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

金厚委員 今、公園緑地課長、あるいは舟田建設部長の話の聞いたりしてしていると、これからまだいろいろ詰めなければいけない、あるいは努力しなければいけない点がありますので、継続審査ということでもいいのではないかと思います。

委員長 ただいま、本陳情を継続審査としてはどうかとの御意見がありました。

そこで、継続審査についてお諮りいたします。
本陳情を継続審査とすることに賛成の諸君の
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手全員であります。

よって、本陳情は継続審査とすることに決定
いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審
査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第51号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中、専決第46号、専
決第47号

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

道路河川管理課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結

いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものです。

次に、

奥田団地の用途廃止について、

令和3年度道路除雪実施計画の概要について、

以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

市営住宅課長 〔奥田団地の用途廃止について、
委員会資料により説明〕

道路河川管理課長 〔令和3年度道路除雪実施計画の概要について、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

金厚委員 奥田団地の用途廃止についてです。十何年前だったか、この奥田団地の耐震診断の結果が問題になっていて、そのときに議会として視察を行いました。東京のほうへ行き、非常に古くからあるマンションで2つの部屋を1つにして修理したり、あるいは耐震の対策をしたりというふうなものを見てきました。

そのいろいろな形の中で奥田団地がどうなるのかということで、建設部もずっと、非常に苦労しておられたということはよく理解しております。ですから、今回こういう決断をされて、決定して、私は非常によかったという思いであります。

ですから、この後は入居者の方とスムーズに交渉して、円満に早期に解決できるように努力していただきたいと思っております。

谷口委員

今、金厚委員が言われたとおりであります。平成22年9月の一般質問で私が耐震補強をすることについての質問をして、答弁をいただいたことを覚えております。そのときは、その答弁をいただいてすぐにでも進むのかと思っていたのですが、実際にはそこから10年がたとうとしておりますけれども、なかなか進まない。それはなぜかと言うと、なかなか入居者の同意を取り付けることができなかったというところが一番のネックだと思っております。

今回、こういう方針を示されたということは、住んでおられる方の気持ちを考えるとちょっと複雑な部分はあるのですが、方針を示したことによって、今まで引っ越しをどうしようかと悩んでおられた方ももう駄目なのだなと

決断されるタイミングになればいいのかなと
いうことで、一歩前進したかなと自分の中
では思っております。

今ほど意見交換会を開催されたという説明が
ありましたが、恐らくその中でいろいろな意
見が出たと思います。どのような意見があっ
たのかちょっとお聞かせいただけますか。

市営住宅課長 先ほどの説明にありましたとおり、9月、1
0月に意見交換会を開催しております。9月
25日に店舗入居者を対象としたもの、10
月16日に住宅入居者を対象としたものをそ
れぞれ開催しております。

全員参加とはいかなかったのですが、住宅入
居者のほうには28世帯が参加されました。
全世帯の大体半数近くでございます。店舗入
居者のほうは5店舗、全体の約3分の1程度
の参加にとどまりました。

当局からは、コンクリートの劣化の結果、耐
震補強についてはなかなか難しいという専門
家の意見が出ており、今後は建て替えや用途
廃止も選択肢に含めて検討させていただき
たいという説明を入居者の皆さんに申し上げ
ました。

その際の意見の主なものといたしましては、
皆さん、一様に、奥田団地は立地がよくて、

近くに駅も大きな病院もあって大変便利なところなので、できる限り転居したくないという意見がありました。あと、もし建て替えるのなら、1棟だけでも建て替えてくれればいいのかという意見もございましたし、家賃の値上げは断固受け入れられないという意見もございました。

一番切実に感じたのは、建て替えをしなくてもいいからこのまま住み続けさせてほしいという意見がかなりあったということです。あと、条件のいい市営住宅をあっせんしてくれるなら引っ越してもいいよと言ってくださった方もおられます。それから、取りあえず市のほうで早く方針を出してもらわないことには動きようがないという意見もございました。また、店舗の説明会には岡部委員にも参加していただきましたけれども、建て替え、用途廃止のいずれにせよ移転を伴うのですが、移転のタイミングで事業をやめる検討をしている店舗も相当数あるということで、移転補償費用の条件を早く示してほしいという意見がありました。

仮に建て替えをするとしても、皆さんこのようにそれぞれ意見をお持ちなので、調整するとすればかなり長期化するのではということで、なかなか意見の集約が難しいという印象

を感じております。

谷口委員

いろいろな意見が出たという中で、やはりそこに住み続けたいという方の気持ちは、私も直接耳にするので当然よく分かるのですが、市営住宅課長が時間を要すると最後に言われましたけれども、ここに時間を要していたら10年前に耐震補強すると言ったときと結局同じことになってしまいます。なので、ここはやっぱりスピード感を持って、しっかりと説明して、そのためには、市としてできる方策をいっぱい取っていかなければならないと思うのです。

例えば、委員会資料に高齢のため引っ越しが困難な方がおられるなどいろいろと書いてありますが、そもそも説明会に行きたくても高齢でなかなか行けないという方もおられたと思うのです。相談もどこに行ったらいいのか分からないという方などもおられると思うので、そういう方に対してどういうケアをしていくのか、そしてまた、移転、引っ越しに対してどのような取組をしていくのかということもプランとして持たなければならないと思うのですけれども、何か考えておられますか。

市営住宅課長

まず最初にネックになるのは、経済的負担が

出てくるということだと思っております。経済的負担につきましては、説明の中にもありましたが、公共用地の取得に伴う損失補償基準などを準用する形になるとは思いますが、できる限りの補償をさせていただきたいと考えております。

あと、一番心配しているのが、今まで耐震補強工事自体、高齢や病気などで引っ越しが難しいということではなかなか進まなかった状況ですけれども、住み替え先を探すとか、引っ越しの手配など、お金の問題ではなくて労力面で難しいという方がおられましたら、市営住宅課のほうで最大限のサポートをしてまいりたいと思います。

次回の説明会の中でそういったことをお伝えして、対応してまいりたいと考えております。

谷口委員

恐らく一つ一つ丁寧に説明することによって理解を得られていくのではないかというふうに思います。

先ほど家賃の話が出たのですけれども、一旦どこかへ移動して、また戻るとというのが耐震化のときのもともとの案だったと思うのですが、そのときに耐震化しても値上げはしないということと言われたのですね。それと建て替えしたときに値上げをしないということと、

恐らく話がごっちゃになっているのだと思うのです。そこはしっかりと説明してあげる必要があるのかなということと、この移転先なのですが、市営住宅をあっせんするということなのですが、やはり今住んでいるところからなるべく近くに住みたいという思いがある中で、ほかの市営住宅が奥田の近くにあるかということなかなかない。そうなったときに、奥田にはまだ県営住宅という選択肢もあると思うのです。市営住宅も空いているのに何で県営住宅を勧めなければならないのかということはあると思いますけれども、一日も早く多くの方に移転してもらうためには、そういうことも選択肢に入れていかないと前に進まないのではないかと。

あと、一番懸念することは、今から同意をもらっていくわけですけれども、万が一、同意をもらえなかった場合、今までのように全員に同意をもらえるまでずっと待つのかどうかということところです。そこについて何か考えは持っておられますか。

市営住宅課長　今まで耐震補強工事の同意も含めて任意という形で進めておりました。
繰り返しになりますけれども、任意のお願いということで、やっぱり高齢であるとか、病

気があるということで、このまま住み続けられればいいという方がたくさんいらっしゃいます。しかし、最近、結構頻繁に地震が発生しておりますけれども、この建物は危険でございますまして、震度6、あるいは7の地震が起こった場合には、住民の方はもちろん、近隣のほうにも被害が及ぶ可能性がある中で、今回のお願いについては任意のお願いということではなくて、入居者の皆様に借地契約の解約の申入れをした上で、一定の期限を設けて立ち退きをしていただく、法律にのっとった手続を行いたいと思っております。

できるだけそういうことがないようには願っているのですが、期間が過ぎても立ち退きいただけない場合は、最悪、建物の明渡し請求の訴えの提起も想定しているところでございます。

谷口委員

なるべくそういうことにならないように丁寧に説明していってもらう必要があると思います。

先ほど補償の話も出ていましたが、よくあるのが、新幹線が通って立ち退きになった場合は移転して家を建ててもそんなに手出しはなかったけれども、市道がかかって移転しても、「なん、うち、結局取られたただけだった」と

いう話をよく聞くのですね。これは本当かどうか分からないのですが、そういうことにならないように一要件は、入っている人の不利益にならないように、決まりはあるのだけれども、市の都合で出てもらうということを加味して判断してもらえば、1人でも多くの方に納得してもらえないのではないかと思います。

もう1つ聞いておきたいのは、この耐震強度不足によって立ち退きしてもらうということは、ほかの公営住宅で例があったものなのかどうなのかということです。

市営住宅課長

民間では耐震性がないと判明した時点で入居者に出ていってもらうという立ち退き訴訟がよくあるのですが、公営住宅ですとか公的な住宅でのそういった事例はなかなか表に出てこないで、全国的にどういう状況なのかは不明であります。

こちらで把握しております類似の事例といたしましては、公営住宅ではなく公的な住宅なのですが、UR一都市再生機構が東京都日野市の高幡台団地の耐震強度不足を理由に立ち退きを求めた事例がございまして、判決では、URのほうで団地住民に対して立ち退き料の支払いや代替住宅の提供など、十分な代償措

置を取っているということで、請求には正当な理由があるという判決が出された事例がございます。その訴えについて東京高裁に住民側から控訴されたのですが、最終的に和解しております。

谷口委員

繰り返しになりますが、とにかくそういう訴訟などにならないように、手厚いと言ったらまたちょっと語弊があるかもしれませんが、しっかりとした説明をして、代替地などを提供して、しっかりと納得した上で移転してもらえるように努めていてもらいたいと思います。

最後に、跡地利用については、民間の自由な発想による開発により、地区の活性化や住環境の向上につながる効果が大きくなるものと考えることが委員会資料に書いてあります。跡地利用はまだまだ今からの話で、答弁もなかなか難しいと思いますが一当然、私たちは選挙を通過してここに来ているわけですが、選挙のときには自分なりにいろいろと考えを言わせていただきました。

奥田団地には市営住宅が3棟建っています。その間には市道も走っているわけですが、この3つをばらばらに開発しようと思うとなかなか大変です。市の持ち物であるのなら、市

道を廃止して1つの大きなブロックとして開発してもらえば、もっといろいろと自由な発想ができるのではないかということを選挙中に提案させてもらっていました。

そのぐらい大胆で自由な発想ができるような跡地利用をぜひ市からも提案して進めていってほしいと思うのですが、部長、何か考えがあれば。

建設部長

今、谷口委員からお話がありまして、皆さんももちろん御存じのように、市道を挟む3ブロック、約7,000平米は大変大きな土地でございます。近隣には永楽町電停がございますし、場合によっては富山駅まで徒歩圏と言っていいぐらいの距離でもございますので、富山市が進めるコンパクトなまちづくりを考えれば、大変重要な土地だという認識は我々も持っております。

それともう一つ、近年、富山駅北のほうも駅の南側と一緒に地価が大変上昇してきております。そういうことも考えれば、よく議会答弁でもありますが、税の還流というような話にも寄与できるのかなとも考えております。ただ、やっぱり民間の提案というものにも我々はものすごく頼っていかねばならないと考えていますので、跡地利用についても様

々な点から慎重に検討する必要があるという認識を持ち合わせております。

それで、どのように進めていくのかということとは正直現時点では決まってございませんけれども、できれば、やはり市の内部だけで決めるのではなくて、例えば有識者の皆様—どんな業界の方にお声がけするのかということも決まってございませんが—そういった民間の方からの御意見なども含めて議論していけばいいのかなと、現時点で建設部の中では考えております。

本当に今から、住んでおられる方、御商売をされている方に寄り添いながら、先ほど谷口委員からもお話がありましたように、変なトラブルにならないよう、スムーズに移転をしていただいた上で、並行して、跡地利用についても—特に岡部委員、谷口委員の両委員が奥田校下におられますし、実は私も学生ときは奥田校下でございましたので、昔の奥田団地のにぎわいというものは頭の中にこびりついております。

ですから、もっと言えば、奥田校下の皆さんにとっても本当に有意義な土地利用になるように慎重に考えていかなければいけないと思っておりますので、今後、また時間をかけながら、土地利用についても並行して検討して

まいりたいと考えております。よろしく
お願いいたします。

谷口委員

どうしても地元の話なので力が入って、大変長時間にわたって質問してしまっ
て本当に申し訳なかったのですが、今、部長が言われたとおり、慎重に一時間
をかけながらと言われましたけれども、ぜひこれは時間をかけずに、移転の
交渉と同時並行でというくらいの思いで進めていっていただきたいと思
います。期待しております。よろしく
お願いいたします。ありがとうございました。

岡部委員

部長が答えた後に質問するのも何なの
ですが、私もずっと質問してきた1人
として申し上げます。

今、2人の委員からいろいろお話が
ありましたが、やっぱり早期解決を
してほしいということは当然のこと
でありますし、このタイミングで
明らかになったということは非常
によかったと私も思っています。

ただ、幾つか気になる部分を言
えば、有識者の方の発言から、公
的に住宅を造る必要があるのかど
うかという問題について、全体の
空き室はあるかもしれませんけれ
ども、最近調べたところ、地域を
かなり限定すれば、特に

富山市北部のほうなどはほとんどいっぱいなの
ですね。そういう意味では、やっぱり市と
してニーズがあるということ把握していな
いと、この後、市営住宅の開発に向けて一切
手が出せないということになってしまうので、
そこはもう少し慎重に進めてほしいというふ
うに思っています。

それから、入居されている皆さんと話をす
ることは当然なのですが、先ほど部長も
言われましたが、地元の活性化、にぎわい
というところからすれば、やっぱり本当にそれ
につながるものに着手してもらいたいとい
うのが地元の皆さんの思いでありますので、有
識者だけではなく、地元奥田の皆さんも含め
て意見を聞く場所を設けていただきたいとい
うことをぜひお願いをしたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめ
ます。

次に、建設部所管分で、議案及びただいまの
報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いた

します。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 58 分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第 214 号 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

建築指導課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第 214 号の討論に入ります。  
討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第214号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第51号 専決処分報告の件（損害賠償  
請求に係る和解の件）中、専決第44号  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

路面電車推進課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

谷口委員 この永楽町の道路陥没というのは、道路本体  
の陥没ですか。

路面電車推進課長 陥没と言ったらちょっと大げさなのですが、

軌道敷の一部もアスファルト舗装になっていまして、車が繰り返し通過することで舗装にひびが入って、雨水が回って、アスファルト舗装が剥離して、8センチメートルほどのくぼみができたというような状況です。

谷口委員 道路部分ですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

谷口委員 8センチメートルの陥没、くぼみができて、すぐ補修されたということですね。

路面電車推進課長 補修は11月に完了しております。

谷口委員 7月に事故が発生して、11月まで陥没した状態で放っておいて、ほかに事故はなかったということですか。

路面電車推進課長 すぐ応急的な補修をして、最終的な補修そのものは11月に完了したということになります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長            ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
- なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものです。
- 次に、
- コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査について、
- 富山市住生活基本計画の策定について、
- 以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。
- 
- 活力都市推進課長   〔コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査について、  
委員会資料により説明〕
- 
- 居住対策課長       〔富山市住生活基本計画の策定について、  
委員会資料により説明〕
- 
- 委員長            ただいまの説明について、何か質問はありませんか。
- 
- 金厚委員            今ほど富山市住生活基本計画の策定について話されましたけれども一策定はこれからだと思いますが一委員会資料4ページの一番下に計画の位置づけについて書いてあります。そこに空家等対策計画や公営住宅等長寿命化計

画などが載っていきまして、その最後に住宅関連計画に対しては上位の計画となるとあります。

今現在—これからなのか—空き家対策に対してどのように進めておられるのか、ちょっとお聞かせください。

居住対策課長 この富山市住生活基本計画というものは住宅系の一番上位の計画になります。

1番の概要にも書いてありますけれども、現行計画は平成24年に策定しておりまして、空き家法が完全施行されたのが平成27年5月でございました。途中で若干の修正はしているのですけれども、今後特に、少子化、高齢化ということで世帯数も減少してきて空き家が出てくるものですから、そういった空き家に対してはこの計画、こんな方向性でしっかりやっていきたいと。

今までしっかり書いていなかった部分もあるものですから、この計画で空き家対策をどのように進めるのかという方向性を定めまして、それを踏まえ、空家等対策計画も必要に応じて修正や見直しをして進めたいと考えております。

金厚委員 空き家対策はいろいろな種類があると思いま

す。例えば街の中にある空き家一確かに個人の財産ですから勝手に壊すわけにもいかないし、まだ使えそうな空き家もあります。

ところが、私、ずっと見ていたのですが、富山市内で火事があって、骨材といいますが柱だけが残って、あとは真っ黒な状態で、そのまま何年も放ってあったのです。それが、つい最近ではないのだけれども、ちょっと前に駐車場に変わっておりました。

これは所有者がそういうふうにしたのかどうか私は分かりませんが、いろいろなところに空き家があるのですが、まだまともに使えるような空き家と壁などが全部落ちてしまっていて半壊しているような空き家があるのです。それが住宅地の真ん中にあると非常に見苦しいし、非常に危険性がある、あるいは子どもたちの悪の温床になるような空き家になっても困ります。そういうものは、例えば立山町や上市町では強制執行をかけていますよね。どのように強制執行をかけられるのか、時間がかかるのかどうなのか、その辺をちょっと教えてください。

居住対策課長 行政執行はパターンが2つあると思います。1つ目は所有者がいる場合の行政代執行、もう1つは所有者がいないケースの略式代執行

が空き家法でできることになっております。所有者がいるケースでお話しさせていただきますと、まず私どもは所有者にしっかり指導をして、何らかの対応をしていただきたいということで日頃から業務を進めさせていただいております。ただ、どうしてもなかなか対応していただけないと—それがどこまでなのかというところを数字で判断することはなかなか難しいのですけれども、近隣など、例えば前面に通学路があって学生等が大変危険な状態にあるといった場合には特定空家等ということで認定いたしまして、最終的には行政代執行ができます。

ただ、法律に基づいた処分ですので、まず指導監督をしまして、勧告、命令というような手順を踏んでようやく執行になります。

基本的にはまず所有者御自身で対応していただきたいというふうに考えておりますし、特定空家となった場合でも、議会のほうから出していただいた富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例の中に安全代行措置というやり方がありますので、まずは所有者に対応するようにしっかり伝えていきたいと思っています。

もう一つ、所有者がいないケースといたしましては、対応できる者が誰もいないものです

から行政のほうで略式代執行していくしかないのだろうとは思っておりますが、周囲の状況を見て、影響等を考えて実施していきたいと考えております。

金厚委員

さっき言いましたように立山町などでも強制執行をされましたね。大分時間がかかっているのだと思うのですけれども、そういうことなどは、当然そちらも横のつながりがありますから調べておられると思いますが一富山市の中には半壊したような空き家が結構あるのです。それを少しずつ何とか処理していかないと、いつまでたっても空き家はずっと残ってしまいますから、その辺を注視して、今後とも強制執行のことも考えて進めていただきたいと思っております。

部長、どう思われますか。

活力都市創造部長

略式代執行というのは、富山市でもこの4年間、毎年1件ずつ行ってきております。今現在も大沢野地域で行っているところでございます。

基本的には、委員もおっしゃったように、これは個人の財産ですので、まず相手が分かっているものについてはそちらに連絡をして、周辺、町内会から声が上がっているとか、通

学路なので大変危険だということをお知らせして、ぜひ対応していただくように言っています。

先ほど居住対策課長も申しましたけれども、富山市では、これまで相続放棄されて、このまま放っておいても多分誰も手をつけないだろうというもので、通学路であって危ないとか、あるいは隣の家被害が及んでいるというようなものについては、空家等対策特別措置法の手続にのっとって代執行を行っているところでございます。

おっしゃるように大変な数の空き家があるので、どれから行うというのはなかなか難しいところもございますけれども、この手続では、学識経験者など民間の方々の御意見を聞いて、建築士会の方に中に入ってもらって、本当に代執行しなければいけないのか、客観的なことも判断していただいた上で手続をしておりますので、なかなかすぐに執行とはなりませんし、予算のこともございますが、やっぱり通学路などは特に重点的に見て、やるべきことはやっていきたいと思っております。

金厚委員

今ほど部長の答弁がありましたけれども、確かに順当にきちんとした法律に基づいていくと相当時間がかかると思うのです。その間に



何かあった場合は非常に困るものですから、その辺も併せて、手続上、事務的な方法でもっとテンポが早まるように検討してみてください。よろしく申し上げます。

委員長           ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。次に、活力都市創造部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。以上で、活力都市創造部所管分を終了いたします。活力都市創造部の皆さんは御退室願います。説明員が退出しますので、しばらくお待ちください。

〔活力都市創造部退室〕

委員長           これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、委員会視察についてであります。  
まず、視察日程及び視察先につきましては、事前に皆さんにお知らせしておりましたとおり、2月3日から4日までの1泊2日の行程で、高松市、高松丸亀町商店街振興組合、岡山市を視察したいと思えます。  
それぞれの視察目的については、高松市においては、ピンポイント渋滞対策（市道福岡町1丁目交差点等）などについて、高松丸亀町商店街の再開発事業について、それから、平成16年度の線引き制度の廃止とその後、コンパクト・プラス・ネットワークを基本としたまちづくりへ至った経緯について、高松丸亀町商店街においては、高松丸亀町商店街の再開発事業について、岡山市については、豪雨等の災害対策についてであります。  
なお、視察に当たっては、お手元に配付のとおり、先般の各派代表者会議において決定されました行政視察の実施における留意事項を

遵守の上、実施したいと考えております。  
これらのことを踏まえ、視察を実施すること  
としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
この後、議長に対して委員派遣承認要求書を  
提出し、承認を得ることといたします。  
また、2日間の行程の詳細については、正・  
副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程  
が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに  
御案内したいと思います。  
なお、この後、再び感染が急拡大し、警戒レ  
ベルが引き上げられた場合は視察を中止・延  
期することもございますので、あらかじめ御  
了承願います。  
これをもって、令和3年12月定例会の建設  
委員会を閉会いたします。

令和3年12月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 竹田 勝

署名委員 谷口 寿一

署名委員 横野 昭